

1 犯給制度に関する議論

ア 支給の性質に係る議論

「見舞金」か否か

- 犯給法に基づく支給を受ける「権利」にはなっている(裁量的な支給ではない)。
- 金額として「見舞金」の額は超えているのではないか。

アの項目全体に対する削除意見がありました。

イ 支給の対象者に係る議論

支給対象者の認定に関連する議論

- DV事案など、婚姻の実態については、他の制度(民事訴訟、遺族年金等)と同様、実態判断を行っていく。
- その他親族についての関係性については、戸籍を基準とするほかには、類型的な基準を見いだすことは困難。今後、(支給が不相当な事例など?)運用状況観察?

文言の一部の削除意見がありました。

ウ 親族間犯罪被害者への不支給例外に関連する議論

原則・例外の逆転

- 社会的に、親族関係そのものや、経済的支援が相当と考えられる犯罪被害の性質の変化にかんがみ、親族間犯罪を原則不支給とする扱いはやめたらどうか。
- 運用上
 - 親族間の実態が無いような事案
 - 精神障害が原因等、親族間のしがらみなどが犯罪の要因となっていない事案については、**実態に応じた判断を行っている。特例扱いを検討している。**
- 親族間の相互扶養義務など、親族間の犯罪被害に対して支給が相当ではないとされた価値観自体は、現状も維持されていると考える。

修正意見がありました。

特例の拡大

- DV以外にも、特例が相当な親族間犯罪被害があるのではないか(DVに付随しない児童虐待、高齢者虐待)。
- 類型化可能な範囲について引き続き検討(警察庁)

エ 過去の被害者(→新たな補償制度の提案に関して後述)

オ 海外での犯罪被害者(仮に犯給制度をそのまま海外被害者に適用するとした場合)

支給根拠

- できるだけ幅広い被害者が、経済的支援を受けられることが望ましい。
- 主権が及ばない海外での被害に対しての支給根拠は疑問。

支給対象

- 国籍だけではなく、日本に住所を持っていて、たまたま海外に行った際に、事件に巻き込まれたような旅行者をイメージする。
- あえて、外務省からの危険情報が出されている地域に赴くような旅行者については、疑問。
- テロ被害者は、特別立法で対応すべきではないか(ただし、「テロ」の定義が困難であるため、本検討会では、テロ被害者を特に取り出して別途検討することはしなかった。)

2へ

項目の一部移動に関する意見がありました。標題に一部修正を加えた上で、移動させました。

事実調査の困難性及び公平性

- 海外での事案については、犯給制度での減額事由等、事実調査が困難である。また、事実調査ができる被害者(渡航先などとの関係)と出来ない被害者、また、国内被害者との差など、公平性に問題がある。
- 事実関係が明白な事案について、事実関係が調査できないケースもあることを理由に支給しない理由はないのではないか。事実関係がわかるものに支給する、ということで公平性の問題は生じないのではないか。

その他の支援体制

- 精神的支援も含めて、外務省(在外公館)と、日本での住所地や家族の住所地の地方公共団体や民間支援団体等との連携構築が必要。

2へ

カ 支給水準に係る議論

遺族給付・障害給付(→特になし。新たな補償制度に関連する議論として後述)

重傷病給付

- 120万円を上限とする相当性
支給水準としては自賠償を参考にしたもの。**拡大するとした場合には、どれくらいが相当なのか、という他の制度も見ながらの検討を要する。**
- 1年間の期限の相当性(過去の被害者の経済的困窮状況の一因として、1年を超える医療費負担の問題が提示されている)

文言の一部の削除意見がありました。

キ 裁定(運用)に係る議論

制度の教示(申請期間との関連での議論)

- 引き続き丁寧な教示に努める。

迅速な裁定・給付

- 裁定まで長引く例としては、障害が固定しない(支給水準が未確定)、減額事由の存否、その程度についての確認を要する事案であるなど
- 仮給付をもっと活用できないか。
仮給付についても、給付基礎額が決まった上で、その1/3は支払うことができる、との判断ができるため、給付基礎額が決まらないケースでは結局認定に要する時間が本給付と大差がないため、本給付を急ぐことを優先してきていた。今後、被害者の要望も踏まえ、仮給付制度も使っていくようにしたい。
- ある程度類型化して、とりあえず、一定金額は**すぐに被害直後**に出せるようになるか。
現状の犯給制度の仕組みからは、難しい。
- 地方公共団体の見舞金制度の充実(**被害直後の負担軽減に関連する他制度についての指摘**)
引き続き、地方公共団体へは働きかけていく予定。

修正意見がありました。

文言の追加意見がありました。

2 新たな補償制度に関連する議論

ア 「補償」の意義

- 基本法3条により、国は、被害者が平穏な生活に戻るために支援をする責務がある。
- 国が「損害」を補償する、と捉える場合には、理論的根拠を要するのではないか(→特に主権が及ばない海外での犯罪被害者への支給で問題)
- 国(社会の一部)対被害者という対立関係で捉えない方がいいのではないか。
- 基本法は、被害者に対する広い意味での「福祉」の観点、社会正義の実現等を求めているものではないか(→給付水準等は、財源及びその水準を支給する根拠に国民の理解が得られるか否かといった要素で導かれるのではないか)

イ 金銭的支給の提案

(ア) 一時金(死亡時、一律1200万円)

- 単身者に支給される現行制度の最高額(1210万円)相当
- 葬儀費用、当座の教育費用、ローン支払い、自営業の場合の事業資金、自宅に入れないときのホテル代、引っ越し費用等。ただし、現物給付制度(後述)が充実する場合の金額は減額可。
- 被害者(遺族)が当座経済的支援を必要とする要素は個人差があると考えられるため、金額が一律であることの理屈付けが難しいのではないか。

項目の整理をしました(以下同じ。)

(イ) 年金型支給(遺族及び障害)

支給形式

- 年金化に伴う事務量の増加は、労災又は遺族年金の処理機関に委嘱するなどできるのではないか。
- 一時金を、個人で年金化(年金保険の購入、信託財産の設定など)することはできるので、本質的には支給の形式の問題ではなく、一時金にひきなおしたときの総額の支給水準はどうあるべきか、という問題ではないか。

(ウ) 支給水準(事件前の生活水準を保障するという考え方)

支給水準(事件前の生活水準を保障するという考え方)

- 社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題(犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的な支援を要する状況に置かれている方達との比較)
- 自立のための適時適切な相談支援体制を要するのではないか。
- 現状の提案を前提とすると、累積総支給額が高額となると思われ(少なくとも、算定困難)、財源の問題あり。

(エ) 過去の被害者への支給

- 年金の将来効としての提案(年金型支給の論点として議論)
- 被害者が経済的な困窮を抱える要因として指摘された事情
 - 医療費負担(自己負担分)
 - リハビリ費用
 - 民事裁判費用
 - 世帯収入の低下(生活保障の問題として前述)
 - 将来の不安(現在援助している親等の世界等)
 - 既存の負債

(オ) 海外での犯罪被害者

支給根拠

- できるだけ幅広い被害者が、経済的支援を受けられることが望ましい。
- 主権が及ばない海外での被害に対する支給根拠は疑問。

支給対象

- 国籍だけではなく、日本に住所を持っていて、たまたま海外に行った際に、事件に巻き込まれたような旅行者をイメージする。
- あえて、外務省からの危険情報が出されている地域に赴くような旅行者については、疑問。
- テロ被害者は、特別立法で対応すべきではないか(ただし、「テロ」の定義が困難であるため、本検討会では、テロ被害者を特に取り出して別途検討することはしなかった。)

1から

その他の支援体制

- 精神的支援も含めて、外務省(在外公館)と、日本での住所地や家族の住所地の地方公共団体や民間支援団体等との連携構築が必要。

ウオ 現物支給

(ア) 総論

総論

- 犯罪被害者であることの認定を医療機関等の窓口においてどのようにすることができるか。(被害者カード?)
- 現状でも裁定に時間が必要(被害直後の認定に困難性あり)
- 過剰給付の弊害をどのように回避できるか。
- 一時金の金額との関係(一時金支給の趣旨の中に、現物支給で挙げられている各種負担の軽減も含まれているため)

(イ) 心理療法・カウンセリング

心理療法・カウンセリング

- 検討会2の提言を支持
 - 現在の現物給付機会の拡充
 - 研究会